



消費者注意報



CASE 4

突然の電話がトラブルの入口に！

事例 1



事例 2



事例 3



事例 4



事例 1

健康食品を注文した
覚えはないけど…

事例 2

不用品を買い取って
もらえば助かるわ！

事例 3

通信料が安くなるなら
うれしいけど…

事例 4

個人情報が
漏れている！？

ご相談はお近くの消費生活センターへ

2016年11月発行

制作：NPO 法人京都消費生活有資格者の会 発行：京都府
イラスト：同志社大学 のんたろん



京のチェックポイント



事例1. 健康食品を注文した覚えはないけど…

注文した覚えがなければ「いりません」ときっぱりと断りましょう。

断ったにもかかわらず、一方的に送りつけられたときは、宅配業者に受取拒否をしましょう。商品を受け取ってしまったときは、クーリング・オフができます。

事例2. 不用品を買い取ってもらえば助かるわ！

着物や食器ではなく、強引に貴金属を安値で買い取られたという事例があります。

訪問購入では事前に承諾した商品以外の勧誘行為は禁止されています。

商品を売却したときは、クーリング・オフができます。（一部例外あり）

事例3. 通信料が安くなるなら、うれしいけど…

具体的に何が安くなるのか、まずは現在の契約内容と比較しましょう。

基本料金は安くなっていても、いろいろなオプションをつけると毎月の支払いが高くなっていたという事例があります。

事例4. 個人情報が漏れている！？

個人情報の削除を持ちかける詐欺です。

複数の登場人物が役回りを分担して、悪質・巧妙な手口でお金をだまし取ろうとする「劇場型勧誘」もあります。

電話勧誘トラブルを防ぐには…

☆ どうしたらいいの？

勧誘電話に出ないことが一番です。

①留守番電話機能を利用して、必要に応じて後からかけなおすようする。

②発信者番号表示機能のある電話機を利用し、非通知や知らない番号の電話には出ないようにする。

☆ 電話に出てしまったら？

毅然ときっぱり・はっきり断りましょう。

《好ましい断り方》「いりません」「お断りします」「電話を切ります」

曖昧な答え方をすると、話を聞いてしまい切りにくくなります。

《好ましくない断り方》「考えます」「またの機会に」「今忙しいので」



不安なときは
まずお電話を！

消費者ホットライン

（お近くの消費生活相談窓口につながります）

京都府消費生活安全センター くらしの相談

188(いやや!)

075-671-0004

京都府消費生活安全センター 高齢者消費生活ホットライン 075-671-0144

消費生活土日祝日電話相談（緊急のみ）

075-257-9002